

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長（①農林漁業者関係）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 18) (法人事業税、法人住民税：義（自動連動）) (地方税 15)
		② 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 18) (住民税：外) (地方税 15)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	<p>内容</p> <p>《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備を取得した場合、即時償却又は取得価額の7%（特定中小企業者等にあっては10%）の税額控除の選択適用が認められる。</p> <p>《要望の内容》 適応期限を令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間延長する。</p> <p>《関係条項》  <b>【所得税】</b>        - 租税特別措置法          第10条の5の3  <b>【法人税】</b>        - 租税特別措置法          第42条の12の4          旧第68条の15の5（令和4年3月31日まで）          ：令和2年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止（令和4年4月1日施行）</p>		
5	担当部局		農林水産省 農産局 技術普及課 林野庁 林政部 経営課 水産庁 漁政部 水産経営課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和4年5月～8月 分析対象期間：令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、新設の上、2年間の延長 平成31年度 2年間の延長 令和3年度 2年間の延長

8	適用又は延長期間		令和5年4月1日～令和7年3月31日まで（2年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小規模の農林漁業者がほぼ全体である農林漁業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。例として、1経営体当たりの農業粗収益の平均は、中小企業における個人企業の1社当たりの売上高を下回っている。</p> <p>また、農林漁業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農林漁業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。</p> <p>このため、中小企業等経営強化法に基づき、特定経営力向上設備と位置づけられる高性能な農林漁業機械等の導入（機械化等投資）を促進し、農林漁業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）</p> <p>食料・農業・農村基本法第2条の3において、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。」とされている。</p> <p>「森林・林業基本法」（昭和39年法律第161号）</p> <p>森林・林業基本法第3条第1項において、「林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることいかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。」とされている。</p> <p>「水産基本法」（平成13年法律第89号）</p> <p>水産基本法第3条第1項において、「水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産（中略）、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、その健全な発展が図られなければならない。」とされている。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>第3章 内外の環境変化への対応</p> <p>1. 國際環境の変化への対応</p>

		<p>(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進</p> <p>我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。</p> <p>気候変動に対応しつつ人口減少に伴う国内市場縮小や農林漁業者減少等の課題克服に向け、人材育成を始め農林水産業の持続可能な成長のための改革を更に進める。</p> <p>みどり戦略の実現に向け、2030年目標やみどりの食料システム法に基づき、新技術の開発、有機農業の推進、環境負荷低減の見える化等を進める。</p> <p>国内生産の維持・拡大のためにも、改訂輸出戦略等に基づき、オールジャパンで輸出に取り組む認定輸出促進団体、輸出産地・事業者を支援するGFP、輸出支援プラットフォームの体制や活動支援等を強化する。</p> <p>中山間地域等を含めた生産基盤の確保・強化、農山漁村の活性化に向け、スマート農林水産業の実装加速化、支援サービス事業の育成等の推進、改正基盤法による地域計画の策定、農地バンクを活用した農地の集積・集約化、担い手等の確保等の推進、デジタル技術を活用した農山漁村の課題解決のための枠組みの創設を行う。土地改良事業により農地の大区画化や汎用化・畑地化を進めるとともに、鳥獣対策、家畜疾病対策を推進する。地域食材を活用した高付加価値化を始め食品産業の持続可能な取組を進める。</p> <p>再造林促進や林道等の生産基盤整備等を含む木材の安定的・持続的な供給体制の構築、CLT等の木材利用拡大を進める。</p> <p>着実な資源管理、養殖業の成長産業化、漁業者の経営安定、漁船等の生産基盤整備、海業の振興等を進める。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の發揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

		<p>《中目標》</p> <p>2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 ⑩ 林業の持続的かつ健全な発展 ⑭ 渔村の活性化の推進</p>
③ 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【農業】</p> <p>本税制の直接的效果となる農業機械の導入状況として、令和4年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：71,245円（令和3年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。</p> <p>(160万円以上の国内向け高性能農業機械出荷額 73,466百万円      ×販売農家のうち青色申告を行っている農業経営体の割合 0.37783)      ÷青色申告を行っている農業経営体 390千経営体=71,245円</p> <p>高性能の農業機械とは、本特例措置の対象と想定されるトラクター（50馬力以上）、田植機（6条以上）、コンバイン（4条以上）、スピードスプレイヤーとする。</p> <p>なお、前回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：87,015円（令和元年度推計値）」を基準値とし、これを維持することである。</p> <p>【林業】</p> <p>過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：527千円（令和2年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。</p> <p>高性能林業機械出荷額 3,075百万円 ÷ 過去1年間に素材生産を行った経営体数 5,839（※） = 527千円</p> <p>なお、ここでいう高性能林業機械とは、本特例措置の対象として林業機械化協会から生産性向上要件証明書が発行されている機種（フォワーダ（林内作業車含む）、フェラーバンチャ等）とする。</p> <p>※ 農林水産省「2020年農林業センサス」参照</p> <p>なお、前回の目標は「過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：436千円（平成30年度実績</p>

値・推計値)を基準値とし、これを維持すること」である。

#### 【漁業】

過去1年間の漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械取得額（令和2年度実績値の平均25,014円）を基準値とし、これを維持すること。

※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。

生産性向上要件証明書発行総額

1,740,000千円÷経営体数（※）69,560=25,014円

※ 農林水産省「漁業構造動態調査」参照

なお、前回の達成目的は、令和2年度の1件当たりの高性能漁業機械取得額（令和元年度実績値の平均17,683千円）を基準値とし、これを維持することである。

### 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

#### 【農業】

##### [測定指標]

青色申告を行っている農業経営体1経営体当たりの160万円以上の高性能機械取得額

##### [達成目標実現による寄与]

本特例措置の活用を含む機械導入のための関連施策を総合的に実施することにより、農業生産における各作業行程の労働時間の減少やコスト削減が図られるとともに、品質の安定した農作物が毎年安定的に生産・出荷できるようになる。

また、それらが経営規模の拡大や実需者との安定取引にもつながり、農業者の経営安定や農産物の安定供給に寄与することとなる。

#### 【林業】

##### [測定指標]

過去1年間に素材生産を行った1林業経営体当たりの高性能林業機械取得額

##### [達成目標実現による寄与]

本特例措置の活用を含む機械導入のための関連施策を総合的に実施することにより高性能林業機械の導入が促進され、林業の各作業行程での単位生産当たり労働時間が減少し、生産性向上やコスト削減が図られる。

さらに、こうした生産性向上により経営規模の拡大や林産物の安定供給、コスト削減による林業者の経営安定を確保することができ、政策目的の達成に寄与することとなる。

#### 【漁業】

##### [測定指標]

漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械取得額

		<p>[達成目標実現による寄与]</p> <p>本特例措置の活用を含む機械導入のための関連施策を総合的に実施することにより高性能漁業機械の導入が促進され、漁業の各作業行程での単位生産あたり労働時間が減少し、生産性向上やコスト削減が図られるとともに、品質が向上した水産物を生産・出荷できるようになる。</p> <p>また、それらが経営規模の拡大や実需者との安定取引にもつながり、漁業者の経営安定や水産物の安定供給に寄与することとなる。</p>																																			
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p><b>【適用数】</b></p> <p style="text-align: right;">単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>2,593</td> <td>2,581</td> <td>2,315</td> <td>2,315</td> <td>2,315</td> <td>2,315</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。</p> <p>※ 令和元年度から令和3年度までの農林漁業者に係る適用数の実績及び見込については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）では制度の対象者全体が適用実態調査の対象となっており、農林漁業者を把握できないため、本特例措置の要件である日本農業機械工業会等の生産性向上要件証明書の発行実績及び関係団体からの農林漁業機械出荷額及び農林漁業機械出荷台数等に係る聞き取り調査等をもとに実績を推計した。</p> <p>※ 令和4年度から令和6年度までの適用見込み件数については、令和3年度の実績を基に推計により算出した。</p> <p>※ 積算根拠は別添1参照</p> <p>本特例措置は、2,315件の適用があり、僅少ではない。</p> <p>② 適用額</p> <p><b>【適用額】</b></p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>12,848</td> <td>12,213</td> <td>10,701</td> <td>10,701</td> <td>10,701</td> <td>10,701</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1,285</td> <td>1,221</td> <td>1,070</td> <td>1,070</td> <td>1,070</td> <td>1,070</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和元年度から令和3年度までの農林漁業者に係る適用数の実績及び見込については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）では制度の対象者全体が適用実態調査の対象となっており、農林漁業者を把握できないため、本特例措置の要件である日本農業機械工業会等の生産性向上要件証明書の発行実績及び関係団体からの農林漁業機械出荷額及び農林漁業機械出荷台数等に係る聞き取り調査等をもとに実績を推計した。</p> <p>※ 令和4年度から令和6年度までの適用見込み件数については、令和3年度の実績を基に推計により算出した。</p>	項目	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	適用数	2,593	2,581	2,315	2,315	2,315	2,315	項目	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	法人税	12,848	12,213	10,701	10,701	10,701	10,701	法人住民税	1,285	1,221	1,070	1,070	1,070	1,070
項目	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																															
適用数	2,593	2,581	2,315	2,315	2,315	2,315																															
項目	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																															
法人税	12,848	12,213	10,701	10,701	10,701	10,701																															
法人住民税	1,285	1,221	1,070	1,070	1,070	1,070																															

		3年度の実績を基に推計により算出した。 ※ 積算根拠は別添1参照。																					
(3) 減収額	【減収額】	単位：百万円																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2年度 (実績)</th><th>令和 3年度 (実績)</th><th>令和 4年度 (見込)</th><th>令和 5年度 (見込)</th><th>令和 6年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税</td><td>1,285</td><td>1,221</td><td>1,070</td><td>1,070</td><td>1,070</td><td>1,070</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>90</td><td>85</td><td>75</td><td>75</td><td>75</td><td>75</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 令和元年度から令和3年度までの農林漁業者に係る適用数の実績及び見込については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）では制度の対象者全体が適用実態調査の対象となっており、農林漁業者を把握できないため、本特例措置の要件である日本農業機械工業会等の生産性向上要件証明書の発行実績及び関係団体からの農林漁業機械出荷額及び農林漁業機械出荷台数等に係る聞き取り調査等をもとに実績を推計した。</p> <p>※ 令和4年度から令和6年度までの適用見込み件数については、令和3年度の実績を基に推計により算出した。</p> <p>※ 積算根拠は別添1参照。</p>	項目	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	国税	1,285	1,221	1,070	1,070	1,070	1,070	法人住民税	90	85	75	75	75	75	
項目	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)																	
国税	1,285	1,221	1,070	1,070	1,070	1,070																	
法人住民税	90	85	75	75	75	75																	
(4) 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>【農業】</p> <p>前回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：87,015円（令和元年度推計値）」を基準値とし、これを維持することである。当該農業者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額は下表のとおりであり、本税制は一定の効果があると考えられ、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、引き続き、本特例措置を実施する必要がある。</p> <p>【青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額】</p> <p>単位：円、%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和 3年度 (実績)</th><th>令和 4年度 (見込)</th><th>令和 5年度 (見込)</th><th>令和 6年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td><td>87,015</td><td>87,015</td><td>71,245</td><td>71,245</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>71,245</td><td>71,245</td><td>71,245</td><td>71,245</td></tr> <tr> <td>達成率</td><td>82%</td><td>82%</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 令和5年度見込・令和6年度見込の目標は令和3年度の青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値（実績値・推計値）としている。</p>		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	目標	87,015	87,015	71,245	71,245	実績	71,245	71,245	71,245	71,245	達成率	82%	82%				
	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)																			
目標	87,015	87,015	71,245	71,245																			
実績	71,245	71,245	71,245	71,245																			
達成率	82%	82%																					

### 【林業】

前回の目標は「過去 1 年間に素材生産を行った 1 経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：436 千円（平成 30 年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること」である。

本特例措置の対象外のものも含めた令和 2 年度の 1 経営体当たりの機械取得額は 1,683 千円と推計される。

（導入台数 481 台 × 平均単価 20,425 千円（メーカー等聞き取り単価を導入台数に応じて加重平均） ÷ 5,839 経営体 = 1,683 千円）

本特例措置に係る令和 2 年度実績 527 千円は全体の 31% に相当しており、林業者の設備投資を誘発し、林業の生産性向上を図るために一定の効果があると考えられる。生産性の向上に資する林業機械等の導入を促進するため、引き続き、本特例措置を実施する必要がある。

### 【過去 1 年間に素材生産を行った 1 経営体当たりの高性能林業機械取得額】

単位：千円、%

	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度 (見込)
目標	436	436	527	527
実績	527	527	527	527
達成率	121%	121%		

※ 令和 5 年度見込・令和 6 年度見込の目標は令和 2 年度の高性能林業機械取得額の値（実績値・推計値）としている。

### 【漁業】

前回の達成目的は、令和 2 年度の生産性向上要件証明書 1 件当たりの高性能漁業機械取得額（令和元年度実績値の平均 17,683 千円）を基準値とし、これを維持することである 1 件当たりの高性能漁業機械取得額は下表のとおりである。目標に達していない理由として、水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の水産資源変動等により、その体质強化が十分に進んでいないことが考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。

なお、「生産性向上要件証明書 1 件当たりの高性能漁業機械取得額」は本税制を使用した経営体の高性能漁業機械取得額の平均であり、漁業経営体全体の生産性向上の指標となっていなかっため、令和 5 年度以降の達成目標については、「漁業経営体 1 経営体当たりの高性能漁業機械取得額」に基準値を見直した。

【生産性向上要件証明書 1 件当たりの高性能漁業機械取得額（令和 5 年度見込・令和 6 年度見込は漁業経営体 1 経営体当たりの高性能漁業機械取得額】

単位：千円、%

	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度 (見込)
目標	17,683	17,683	25,014	25,014
実績	10,015	25,014	40,015	25,014
達成率	57%	57%		

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

[政策目的の実現状況]

【農業】

農業者の経営が厳しい状況においても、高性能な農業機械取得額は維持されており、農業の生産性向上等に効果を上げている。

【林業】

目標は達成している。引き続き、生産性の向上に資する高性能な林業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。

【漁業】

目標に達していない理由として、水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の水産資源変動等により、その体質強化が十分に進んでいないと考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。

[延長されなかった場合の影響]

本特例措置が延長されない場合、農林漁業者は投資余力が小さいことから、高性能な農林漁業機械等の導入(機械化等投資)が減退し、農林漁業の生産性向上が阻害され、農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給の確保に支障をきたす。

⑤ 税収減を是認する理由等

生産性向上をもたらす高性能な農林漁業機械等は初期投資額が大きいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農林漁業者による機械化等投資に大きなインセンティブとなり、農林漁業の生産性向上に大きく寄与する。

また、本特例措置の適用件数(減収額)に対する経済波及効果を試算したところ、以下の表のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。

<経済波及効果の試算>

農業については、令和元年度に生産性向上要件証明書を発行した高性能農業機械の機械別出荷額の総和（2,354 百万円（トラクター）+1,767 百万円（田植機）+3,819 百万円（コンバイン）+406 百万円（スピードスプレーヤー）=8,346 百万円（同様に令和2年度は7,933 百万円、令和3年度は7,500 百万円）を、

林業については、令和元年度に生産性向上要件証明書を発行した高性能機械の総額=2,663 百万円（同様に令和2年度は2,540 百万円、令和3年度は令和2年度の数値を使用）を、

漁業については、令和元年度に生産性向上要件証明書を発行した高性能機械の総額=1,839 百万円（同様に令和2年度：1,740 百万円、令和3年度：661 百万円）を設備投資額とし、

これら設備投資額の合計（令和元年度：12,848 百万円、令和2年度：12,213 百万円、令和3年度：10,701 百万円）の6割（寄与度）となる額（令和元年度：7,709 百万円、令和2年度：7,328 百万円、令和3年度：6,421 百万円）を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。

単位：百万円

項目	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)
減収額	1,375	1,307	1,145	1,145	1,145	1,145
投資額	7,709	7,328	6,421	6,421	6,421	6,421
経済波及効果	14,724	13,996	12,328	12,328	12,328	12,328

- ※ 経済波及効果の算出には「平成27年産業連関表分析用ファイル」の逆行列係数（98部門）を使用。
- ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。
- ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。
- ※ 寄与度については、中小企業庁が行った税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果として、本税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押しするとのアンケート結果があることから、押し上げに寄与（寄与率6割）していると仮定して効果を算出した。（平成28年度中小企業庁アンケート調査）
- ※ 令和4年度～令和6年度までの経済波及効果は、令和3年度の実績・推計値を基に算出した。

11	相当性	①租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置については、農林漁業者が経営力の向上のための設備投資を図り、生産性の向上を実現できるようにしていくために、今後も経営力向上計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。
----	-----	-------------------	--

		<p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、生産性向上の底上げを図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者を幅広く支援できる税制措置が、対象とする者や機械等が限定されない点で政策手段として妥当である。</p> <p>また、特に農業においては、水稻、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の需給の状況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	関連する措置として、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ」等があるが、農林漁業者による高性能な農林漁業機械に対する投資を促進するためには、対象となる農林漁業者が限られる上記予算措置では不十分であり、高性能な農林漁業機械への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農林漁業者を広く支援できる本特例措置等と一緒に講じることが政策効果の拡大に繋がる。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	農林漁業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、高性能な農林漁業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農林漁業者を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献するため。
12	有識者の見解	一
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年5月～8月

## ○減税見込額積算資料（国税・地方税）

## 1 減税見込額等の積算

## 【農業者】

## (1) 課税標準額

8,346 百万円（令和元年度）、7,933 百万円（令和 2 年度）、  
7,500 百万円（令和 3 年度）

## 【算出例】トラクターの場合

## (令和元年度)

$10,056 \text{ 台} (\text{国内向け出荷台数}) / 55,575 \text{ 台} (\text{全出荷台数}) \times 153,282 \text{ 百万円} (\text{出荷額}) = 27,736 \text{ 百万円}$

$27,736 \text{ 百万円} (\text{国内向け出荷額}) \times 8.5\% (\text{出荷額に占める当税制適用率}) = 2,354 \text{ 百万円}$

## (令和 2 年度)

$6,082 \text{ 台} (\text{国内向け出荷台数}) / 46,156 \text{ 台} (\text{全出荷台数}) \times 121,318 \text{ 百万円} (\text{出荷額}) = 15,986 \text{ 百万円}$

$15,986 \text{ 百万円} (\text{国内向け出荷額}) \times 10.7\% (\text{出荷額に占める当税制適用率}) = 1,710 \text{ 百万円}$

## (令和 3 年度)

$5,565 \text{ 台} (\text{国内向け出荷台数}) / 57,321 \text{ 台} (\text{全出荷台数}) \times 156,429 \text{ 百万円} (\text{出荷額}) = 15,186 \text{ 百万円}$

$15,186 \text{ 百万円} (\text{国内向け出荷額}) \times 10.2\% (\text{出荷額に占める当税制適用率}) = 1,549 \text{ 百万円}$

## ○上記の算出例に沿って算出した課税標準額

## (令和元年度)

$2,354 \text{ 百万円} (\text{トラクタ}) + 1,767 \text{ 百万円} (\text{田植機}) + 3,819 \text{ 百万円} (\text{コンバイン}) + 406 \text{ 百万円} (\text{スピードスコープレヤ}) = 8,346 \text{ 百万円}$

## (令和 2 年度)

$1,717 \text{ 百万円} (\text{トラクタ}) + 2,145 \text{ 百万円} (\text{田植機}) + 3,486 \text{ 百万円} (\text{コンバイン}) + 585 \text{ 百万円} (\text{スピードスコープレヤ}) = 7,933 \text{ 百万円}$

## (令和 3 年度)

$1,551 \text{ 百万円} (\text{トラクタ}) + 2,019 \text{ 百万円} (\text{田植機}) + 3,403 \text{ 百万円} (\text{コンバイン}) + 527 \text{ 百万円} (\text{スピードスコープレヤ}) = 7,500 \text{ 百万円}$

(注) 「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。

なお、当税制の対象である 160 万円以上の生産性が旧モデル比 1%以上向上すると想定される主要高性能農業機械をトラクター（50 馬力以上）、田植機（6 条以上）、コンバイン（4 条以上）及びスピードスコープレヤとした。

(2) 減税見込額・・・税額控除の場合で試算

(令和元年度)

【国税】

8,346 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）= 835 百万円

【地方税】

8,346 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）×7%（法人住民税率）  
= 58 百万円

(令和2年度)

7,933 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）= 793 百万円

【地方税】

7,933 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）×7%（法人住民税率）  
= 56 百万円

(令和3年度)

7,500 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）= 750 百万円

【地方税】

7,500 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）×7%（法人住民税率）  
= 53 百万円

## 【林業者】

### (1) 課税標準額

令和元年度:

$$2,663 \text{ 百万円} = \{ (116 \times 17.8 \text{ 百万円}) + (118 \times 21.3 \text{ 百万円}) \} \times 58.1\%$$

令和 2 年度:

$$2,540 \text{ 百万円} = \{ (97 \times 16.6 \text{ 百万円}) + (70 \times 21.0 \text{ 百万円}) \} \times 82.6\%$$

令和 3 年度:

$$2,540 \text{ 百万円} = \{ (97 \times 16.6 \text{ 百万円}) + (70 \times 21.0 \text{ 百万円}) \} \times 82.6\%$$

## 【算出方法】

$$\begin{aligned} \text{課税標準額} &= \{ (\text{フォワーダ導入台数} \times \text{聞き取り単価}) + \\ &\quad (\text{フェラーバンチャ等導入台数} \times \text{聞き取り単価}) \} \times \\ &\quad \text{適用率} (\text{調査対象年度の適用件数} / \text{調査対象年度の対象件数}) \end{aligned}$$

※ 当税制の対象である 160 万円以上の生産性が旧モデル比 1 %以上向上すると想定される高性能林業機械を、林業機械化協会による生産性向上要件証明書が発行されている機種（フォワーダ（林内作業車含む）、フェラーバンチャ等）とした。

最新（令和 2 年度）の高性能林業機械保有台数調査（林野庁研究指導課）を元に、各調査対象年度中に中小企業者等が導入した高性能林業機械のうち、証明書発行機種分を抽出し、当該数値を調査対象年度の出荷台数の推計値とした。

令和 3 年度についてはデータ集計中のため、R 2 年度の実績値と同数とした。

### (2) 減税見込額

（国税）

$$\text{令和元年度: } 266 \text{ 百万円} = 2,663 \text{ 百万円} \times 10\%$$

$$\text{令和 2 年度: } 254 \text{ 百万円} = 2,540 \text{ 百万円} \times 10\%$$

$$\text{令和 3 年度: } 254 \text{ 百万円} = 2,540 \text{ 百万円} \times 10\%$$

（地方税）

$$\text{令和元年度: } 19 \text{ 百万円} = 2,663 \text{ 百万円} \times 10\% \times 7\%$$

$$\text{令和 2 年度: } 18 \text{ 百万円} = 2,540 \text{ 百万円} \times 10\% \times 7\%$$

$$\text{令和 3 年度: } 18 \text{ 百万円} = 2,540 \text{ 百万円} \times 10\% \times 7\%$$

**【漁業者】**

(1) 課税標準額 = 1,839 百万円（令和元年度）、1,740 百万円（令和 2 年度）、  
661 百万円（令和 3 年度）

※ 生産性向上要件証明書を発行している一般社団法人海洋システム協会からの聞き取り価格。

(2) 減税見込額（実績推計）

（令和元年度）

**【国税】**

1,839 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）= 184 百万円

**【地方税】**

1,839 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）×7%（法人住民税率）  
= 13 百万円

（令和 2 年度）

**【国税】**

1,740 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）= 174 百万円

**【地方税】**

1,740 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）×7%（法人住民税率）  
= 12 百万円

（令和 3 年度）

**【国税】**

661 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）= 66 百万円

**【地方税】**

661 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）×7%（法人住民税率）  
= 5 百万円

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成29年度	73農業用機械 (8,082)	74生活関連産業用機械 (1,515)	76その他の機械 (901)
平成30年度	73農業用機械 (7,089)	74生活関連産業用機械 (1,249)	76その他の機械 (1,971)
令和元年度	73農業用機械 (5,008)	74生活関連産業用機械 (1,103)	76その他の機械 (1,598)
令和2年度	73農業用機械 (4,760)	74生活関連産業用機械 (1,044)	76その他の機械 (1,524)
令和3年度	73農業用機械 (4,500)	74生活関連産業用機械 (397)	76その他の機械 (1,524)
令和4年度	73農業用機械 (4,500)	74生活関連産業用機械 (397)	76その他の機械 (1,524)
令和5年度	73農業用機械 (4,500)	74生活関連産業用機械 (397)	76その他の機械 (1,524)
令和6年度	73農業用機械 (4,500)	74生活関連産業用機械 (397)	76その他の機械 (1,524)

## 2. 適用実績及び適用見込み（総括表）

(単位：件、千円)

区分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)
対象者数	28,897	22,672	22,273	22,273	22,273	22,273
適用件数	2,593	2,581	2,315	2,315	2,315	2,315
減税額	1,374,704	1,306,846	1,145,098	1,145,098	1,145,098	1,145,098
国税	1,284,770	1,221,351	1,070,185	1,070,185	1,070,185	1,070,185
地方税	89,934	85,495	74,913	74,913	74,913	74,913

1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、証明書発行団体における生産性向上要件証明書の発行件数。

3 令和3年度以降については、令和2年度（林業）と令和3年度（農業・漁業）の実績の合計値。

## 2-(1). 適用実績及び適用見込み（農業関係）

(単位：件、千円)

区分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)
対象者数	27,726	21,520	20,671	20,671	20,671	20,671
適用件数	2,353	2,311	2,111	2,111	2,111	2,111
減税額	892,954	848,857	802,562	802,562	802,562	802,562
国税	834,536	793,324	750,058	750,058	750,058	750,058
地方税	58,418	55,533	52,504	52,504	52,504	52,504

1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、証明書発行団体における生産性向上要件証明書の発行件数。

3 令和4年度以降については、令和3年度の推計値と同数とした。

## 2-(2). 適用実績及び適用見込み（林業関係）

(単位：件、千円)

区分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)
対象者数	234	167	167	167	167	167
適用件数	136	138	138	138	138	138
減税額	284,977	271,809	271,809	271,809	271,809	271,809
国税	266,334	254,027	254,027	254,027	254,027	254,027
地方税	18,643	17,782	17,782	17,782	17,782	17,782

1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、証明書発行団体における生産性向上要件証明書の発行件数。

3 令和3年度以降については、令和2年度の推計値と同数とした。

## 2-(3). 適用実績及び適用見込み（漁業関係）

(単位：件、千円)

区分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)
対象者数	937	985	1,435	1,435	1,435	1,435
適用件数	104	132	66	66	66	66
減税額	196,773	186,180	70,727	70,727	70,727	70,727
国税	183,900	174,000	66,100	66,100	66,100	66,100
地方税	12,873	12,180	4,627	4,627	4,627	4,627

1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、証明書発行団体における生産性向上要件証明書の発行件数。

3 令和4年度以降については、令和3年度の推計値と同数とした。